

令和7年度動物愛護センター譲渡推進プロジェクト業務委託仕様書

I 業務概要

- ・動物愛護センターの保護犬猫等の譲渡推進を図るプロジェクトである。
- ・譲渡を推進するためには、動物愛護センターを知ってもらい（認知）、保護動物に興味を持ってもらい（興味）、譲り受けてもらう（行動）、という、認知⇒興味⇒行動（譲渡）のステップを円滑に進めることが効果的である。
- ・このステップを円滑に進めるためには、やみくもに事業を行うのではなく、その事業によりどのステップを特に促進するかを意識することが大切である。
- ・動物愛護センターの立地が悪いこと及び開所日が平日のみであることから、休日のオンライン譲渡会の開催は自宅から好きな時間帯に手軽に参加できるので、認知と興味を促進するのに効果的である。
- ・興味を持ってもらった人に行動（譲渡）を促す方法として、実際に来所いただく対面式のイベントが効果的である。
- ・対面式イベントについて、登録ボランティアも招いて動物紹介を行う対面式譲渡会、登録ボランティアを招かず動物愛護センターの動物紹介がメインとなる休日面接会の2種類を行う。
- ・なお、譲渡会や面接会ではその場で動物を譲渡するのではなく、動物を紹介するのみであるため、譲り受けをまだ検討していない方にも積極的な参加を促す。

II 業務内容

受注者は、発注者と協議しながら次の「1 オンライン譲渡会の企画、実施」「2 対面式譲渡会の企画、実施」「3 休日面接会の企画、実施」「4 1から3の譲渡会等実施毎の報告書と改善提案書の提出及び年度末の実績報告書の作成」を実施する。

1 オンライン譲渡会の企画、実施

(1) 目的

オンライン譲渡会（保護動物を参加者に紹介すること）をAISAS（※後述）の観点から戦略的に実施することで、動物愛護センターの譲渡推進の機運の醸成及びかながわペットのいのち基金の推進を図り、保護動物の譲渡につなげる。

(2) 実施場所

動物愛護センター内に会場を設営し、参加者は自宅からオンラインにより参加する。

(3) 実施概要

原則として、令和8年3月15日までに1回、休日の13時頃から3～4時間程度実施する。
他の譲渡会との兼ね合いで2月実施が望ましい。

(4) 実施内容の企画

次に留意し、実施内容について積極的に発注者に提案をする。

ア AISASの観点から戦略的に実施

次の2つを目指し、AISASの観点（※後述）から戦略的に各業務を実施

① 動物愛護センターの譲渡推進の機運の醸成

- ・動物愛護センターにはやむを得ない事情から保護されている犬や猫等がいるが、このような犬猫たちは可哀想というネガティブなイメージを持たれることも少なくない。そこで、動物愛護センターで暮らす犬や猫たちの生き生きとした個々の魅力を最大限アピールすることなどにより、ポジティブな方向性をもって動物愛護センターの取組みを紹介していく。その結果、保護犬猫たちが一日も早く新しい飼い主と出会い、幸せに暮らすことができるように、いのちを守り、譲渡につなげる機運を醸成する。

② かながわペットのいのち基金の推進

- ・本事業は、かながわペットのいのち基金を活用したものであることが分かるようにし、動物愛護センターが行う取組みへの認知度を向上させるとともに、さらなる寄附への呼びかけを行い、

保護動物の譲渡推進へつなげる。

- イ メインターゲットはAISASの観点から戦略的に選定し、集客は1日当たり200名以上を目標
- ・これまで実施したオンライン譲渡会の事前申込数の推移は下表のとおり。
 - ・下表の推移を受けて、現代のニーズに応じたコンテンツ案について具体的な提案をする。

年度	開催数	事前申込数	
		合計	平均
令和2年度	2	474	237
令和3年度	4	894	224
令和4年度	3	785	262
令和5年度	3	407	136
令和6年度	1	66	66

- ウ 出演する動物愛護センター登録ボランティアとの調整

- ・登録ボランティアとの連絡調整を実施し、必要に応じて事前説明会を行う。
- ・連絡調整とは、各団体が不公平にならないような出演方法、必要備品の聴取り等を含む。

- エ 参加者の保護犬猫等の譲受希望率の向上策の提案

- ・紹介する保護犬猫等の魅力がより伝わるような演出や譲受に関する不安を取除く方策を実施する。

- オ スケジュール管理

- ・本事業を円滑に実施できるようスケジュール管理をし、定期的に発注者と共有する。

- カ 参加者へのアンケート項目の立案、調査、分析及び分析結果に基づく改善策の提案

- ・AISASの観点から戦略的にアンケート項目の立案、調査、分析及び分析結果に基づくAISASの指標の改善策の提案を行うとともに、回答率を増やす工夫をする。

- キ オンライン会議システム及びYouTubeによる同時配信の活用

- ・参加者は各家庭から参加し、主催者と双方向でのリアルタイムでのコミュニケーションが活発に行われるように工夫する。
- ・参加者がリアルタイムで参加している感覚が得られる演出を積極的に行う。
- ・閲覧参加を希望する方向けに、YouTubeによる同時配信も行う。YouTube動画を後日視聴できるように、事前に参加者や関係者の了承を取るようにする。

- ク 進行台本、投影スライド、動物紹介ボード等の作成

- ・進行台本、投影スライド、動物紹介ボード、その他保護動物の効果的な紹介のために必要な制作物を作成する。なお、令和6年度のオンライン譲渡会で使用した制作物を参照することができる。
- ・各資料の誤字脱字の確認は受注者が十分に行った上で、発注者に内容確認を依頼する。

※ AISASの観点

各指標	各指標の現状、実績等	具体策の提案方法
1 Attention (認知) ・動物愛護センター及びかながわペットのいのち基金（以下「いのち基金」）の認知	・平均リーチ数（令和7年2月） -Facebook：356 -X：1,172 -Instagram：2,446	認知を向上させるための具体策を提案してください。
2 Interest (興味) ・保護動物の譲受やいのち基金への興味	・フォロワー数（令和7年2月） -Facebook：2,579 -X：2,573 -Instagram：7,244	興味を持たせるとともに、「検索」「行動」につなげるための具体策を提案してください。
3 Search (検索) ・譲受方法やいのち基金への	・動物愛護センターのウェブサイトのアクセス数（令和7年2月）：589件/日	検索数を増やすとともに、「行動」につなげるための具体策を

寄附方法について情報収集		提案してください。
4 Action (行動) ・保護動物の譲受、いのち基金への寄附	・保護動物の一般の方への譲渡数 (R5年度) 犬：4頭/月平均 猫：12頭/月平均 ・いのち基金の寄附額 月平均：281万円 (令和5年度)	行動を増やす具体策を提案してください。
5 Share (共有) ・譲受体験や寄附体験を口コミで広げる	・譲渡会に関する SNS の口コミ数：884件	口コミを起こす具体策を提案してください。
AISAS の循環の結果	R5年度一般譲渡率：53.6%(193/360) R5年度いのち基金寄附額：33,716千円	AISAS の循環を効果的に行うための具体策を提案してください。

※各指標の現状、実績等は一例であり、各指標を効果的に向上させるための具体策を提案してください。

(5) 集客、申込受付及び記録作成

- ・主に神奈川県動物愛護センターの管轄区域内（横浜市、川崎市及び横須賀市を除く神奈川県内）におけるペットの飼育を検討している層を主としつつ、横浜市、川崎市、横須賀市及び当所からの譲渡が可能な地域の県外在住者も対象に含めて、SNS広告等を駆使して、積極的な集客を行う。
- ・集客のための効果的なキャッチコピーや文面については受注者が発注者に提案する。
- ・動物愛護センターの公式フェイスブック、X（旧Twitter）及びInstagramを積極的に活用する。
- ・集客を行う際には、動物愛護センターの公式フェイスブック、X(旧Twitter)及びInstagramのフォロワー数や動物愛護センターのホームページの閲覧者数の増加につながるよう、長期的な展望で集客効果が得られるようにする。
- ・申込受付及び記録作成をし、申込者との連絡調整を行う。

(6) 会場（動物愛護センター内）の設計・設営・撤収、譲渡会の運営・進行

ア PC等について

- ・会場（動物愛護センター内）の通信環境が悪いため、有線回線に接続している動物愛護センター内のPCにより、オンライン会議システムに接続する。
- ・当該PCは次のスペックのもの1台のみであり、動物愛護センター外への持出しはできない。また、オンライン会議システム等、必要なソフトは受注者が用意し、かつ事前にPCの設定が必要な場合は、動物愛護センターの開所時間に行う。

-Windows11 pro

-CPU Core i7

-メモリ 16GB

-グラフィックボード付き

-次のソフトをインストールできる（必要なソフトは受注者が用意すること）

Zoom（映像配信プラットフォーム）、OBS（音声・映像を圧縮するソフト）、

Black Magic AtemControl（スイッチングソフト）ATEM スイッチャー 8.6.4 アップデート

- ・有線回線に接続できるPCは上記1台のみであるため、その他に譲渡会実施に必要な通信環境やPCは受注者が用意する。

※外部のPCは動物愛護センターの有線回線に接続できない。

イ 司会者について

- ・司会者を用意し、オンライン譲渡会を円滑かつ魅力的に進行する。
- ・なお、司会者は保護動物を譲り受けた経験がある等、保護動物についての知識を持ち合わせた者であることが望ましい。

2 対面式譲渡会の企画、実施

(1) 目的

対面式譲渡会（保護動物を参加者に紹介すること）をAISAS（※前述）の観点から戦略的に実施することで、動物愛護センターの譲渡推進の機運の醸成及びかながわペットのいのち基金の推進を図り、保護動物の譲渡につなげる。

(2) 実施場所

動物愛護センター内に会場を設営し、参加者は動物愛護センターに行き、参加する。

(3) 実施概要

- ・原則として、令和8年3月15日までの間に2回、日曜日の11時から15時30分まで実施する。
- ・参加者が動物愛護センターの保護犬猫等を自由に見学できるようにする（ふれあいは想定していない）。
- ・アニコムふれあいルーム及び1階会議室を動物愛護センター登録ボランティアが使えるようにし、登録ボランティアの保護犬猫を参加者に紹介できるようにする。
- ・寒暖等を避け11月、3月の実施が望ましい。

(4) 実施内容の企画

1 (4) ア〜カ（イのうち、オンライン譲渡会の事前申込数の推移に関する部分を除く）と同じ。

(5) 集客、申込受付及び記録作成

1 (5) と同じ。

(6) 会場（動物愛護センター内）の設計・設営・撤収、譲渡会の運営・進行

- ・動物愛護センターの駐車場が50台であることに留意し、来所者や関係者（動物愛護センター職員や委託事業者等）が円滑かつ事故なく出入りができるよう駐車場誘導を行う。駐車場配置図は仕様書別添のとおり。
- ・受付係を設置して、来所者を把握し、来所者数について記録する。
- ・会場設営を行う。特にアニコムふれあいルームや会議室を円滑に使用できるように机等の設置や会場案内の掲示を行う。
- ・参加者が自由に見学する形式であるため、特段、司会者等による進行は想定していない。

3 休日面接会の企画、実施

(1) 目的

休日面接会（保護動物を参加者に紹介すること）をAISAS（※前述）の観点から戦略的に実施することで、動物愛護センターの譲渡推進の機運の醸成及びかながわペットのいのち基金の推進を図り、保護動物の譲渡につなげる。

(2) 実施場所

動物愛護センター内に会場を設営し、参加者は動物愛護センターに行き、参加する。

(3) 実施概要

- ・原則として、令和8年3月15日までの間に3回、休日の11時から15時30分まで実施する。
- ・他の譲渡会との兼ね合いで8月、10月及び1月の実施が望ましい。
- ・参加者が動物愛護センターの保護犬猫等を自由に見学できるようにする（ふれあいは想定していない）。必要に応じて、より近くで見られるように動物を移動させ、譲渡対象の犬猫以外の小動物がいる際は展示を行う。
- ・また、職員による面接※方法の説明や面接の申込み受付等を行えるようにする。
- ・集客のためのイベント（一例として、動物愛護等に理解がある企業等から講師を呼んで適正飼養・終生飼養、犬猫等の習性、愛護啓発等も含めたセミナーやトークショー、ワークショップ等）も同時開催する。

※面接について

動物愛護センターからの譲渡の流れは次の3ステップであり、面接時に譲渡するわけではない。

(4) 実施内容の企画

- 1 (4) ア～カ（イのうち、オンライン譲渡会の事前申込数の推移に関する部分及びウを除く）と同じ。

(5) 集客、申込受付及び記録作成

- 1 (5) と同じ。

(6) 会場（動物愛護センター内）の設計・設営・撤収、面接会の運営・進行

- 2 (6) と同じ。

4 1 から 3 の譲渡会等実施毎の報告書と改善提案書の提出及び年度末の実績報告書の作成

- ・ 1 から 3 の各譲渡会等の申込人数、参加人数、参加率（参加人数/申込人数）、実施した広報の効果（申込人数/周知数）、アンケート結果はもとより、各譲渡会等により、AISASの指標（認知、興味、検索、行動、共有の指標）がどのように変化したのかの分析結果及び各指標の改善策を含めた報告書を作成し、各譲渡会等の実施後 3 週間以内に発注者へ提出する。
 - ・ 最終的に、AISASの観点から全ての譲渡会を総括した令和 7 年度事業の実績報告書を作成し、文書 1 部と電子データ一式を、令和 8 年 3 月 31 日までに発注者に提出する。
- ※改善策をふまえて次回実施できるよう、各譲渡会等の間隔を十分に確保する。

II その他

1 留意事項

- (1) 当該事業の内容は本仕様書及びプロポーザルの内容を基本とし、契約後発注者と受注者が協議し、企画調整した上で決定し、実施する。
- (2) 受注者は、発注者との協議の結果を反映した当該業務の実施に必要な企画書を速やかに作成し、提出する。
- (3) 委託期間中に生じた事由により、当初の予定通り実施できなくなった場合は、早急に代替案について発注者と協議し、委託業務に支障をきたさないように対応すること。
- (4) 本事業は原則として再委託できない。ただし、総合的な事業実施の必要に応じ、事前に県の承認を得た上で、受注者を主たる事業者とし、事業の一部について再委託を認める場合がある。
- (5) 本仕様に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合においては、発注者と十分協議を行い、業務を進めること。

2 運営上の要件

(1) 実施体制

- ① 事業全体をとりまとめる総括責任者（本事業の遂行に関し、業務に必要な能力及び経験を有する者）を定めると共に、業務実施体制を明らかにし、業務全般の活動を一元化する。
- ② 担当者配置後、業務実施体制を、速やかに書面により発注者へ報告する。再委託（事業の一部に限る）を行う場合は、各事業者の業務分担及び再委託先の連絡先も明記する。

(2) 発注者との協議

事業の推進にあたっては、発注者と綿密な調整を図りながら進めることとし、電子メール等により随時報告を行う。

3 著作権等について

- (1) 本事業の成果物の所有権及び著作権（著作権法第 27 条及び 28 条を含む。）については、成果物が納品されたときに、受注者から発注者に移転するものとする。また、受注者は、発注者が認めた場合を除き、著作権者人格権を行使してはならない。
- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作権が含まれている場合は、受注者は当該著作権の使用に関する負担金の一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害してはならない。

- (3) 契約期間終了後に、県が広報媒体等を活用して活動実績の事後啓発を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生する場合は、その全てを契約金額内に含めることとする。